資料２

その他参考資料

１　入浴料金審議会関係法令・条例　・・・

【入浴料金審議会　関係法令・条例】

〇物価統制令（昭和 21 年３月３日勅令第 118 号）

第４条　主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第７条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

〇物価統制令施行令（昭和 27 年７月 31 日政令第 319 号）

（都道府県が処理する事務等）

第 11 条　次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

１　令第３条第１項但書の規定による許可

２　令第８条ノ２但書の規定による別段の定及び許可

２　前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

３　第１項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

４　第１項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第４条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

〇公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

（昭和 32 年９月 12 日厚生省令第 38 号）

物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第４条及び物価統制令施行令（昭和 27 年政令第 319 号）第 11 条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

（公衆浴場入浴料金）

第１条　公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）附則第４条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

２　前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

一　12 才以上の者についての入浴料金

二　６才以上 12 才未満の者１人についての入浴料金

三　６才未満の者１人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第２条　都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和 27 年政令第 319 号）附則第４項 の規定に基づき、前条第１項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第２項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

（昭和 30 年３月厚生省告示第 58 号の廃止）

第３条　昭和 30 年３月厚生省告示第 58 号は、廃止する。

（施行期日）

第１条　この省令は、平成 12 年４月１日から施行する。

○大阪府附属機関条例

昭和二十七年十二月二十二日
大阪府条例第三十九号

(設置)

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2　前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

(委任)

第六条　この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表第一(第二条関係)

一　知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公衆浴場入浴料金審議会	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務

○大阪府公衆浴場入浴料金審議会規則

昭和四十八年五月七日
大阪府規則第六十三号

(趣旨)

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府公衆浴場入浴料金審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一　学識経験のある者

二　公衆浴場営業者の意見を代表する者

三　利用者又は消費者の意見を代表する者

四　市町村長

五　関係行政機関の職員

3　委員(前項第四号及び第五号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第三条　審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)
第四条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2　会長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。
3　審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
4　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)
第五条　委員の報酬の額は、日額一万八千円とする。

(費用弁償)
第六条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)
第七条　審議会の庶務は、健康医療部において行う。

(委任)
第八条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則(令和八年規則第三二号)
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

入　浴　料　金　審　議　会　開　催　履　歴

改定年月日（実施）	大人円	中人円	小人円	所要改定率（A）%	実質改定率（B）%	差　%（A）－（B）	大人換算差額　円	ピーク階層幅	個人経営調査浴場幅	平均入浴人員	標準浴場の条件	参考	資本報酬（%）	公定歩合（%）	備　考
49. 2. 1	60	25	10	109.81	108.333	1.477	0.88	—	—	—	—	—	—	—	暫定改定
49. 5.10	75	30	15	125.643	125.427	0.216	0.14	301~350	201～450	342	—	—		9.00	
50. 5.21	90	40	20	120.792	121.803	1.011	0.22	251~300		309	—	—	10%	8.50	
51. 5.21	110	45	25	123.476	121.803	1.673	1.65	〃		280	—	—		6.50	
52. 5.20	130	45	30	119.840	117.366	2.474	2.97	〃	151~400	276	—	—		5.00	
53. 5.14	140	50	30	109.091	107.553	1.583	2.17	〃		258	—	—	8%	3.50	大人券 7 月－9 月（2 円割引）
54. 5.21	155	60	35	113.774	111.334	2.440	3.17	201~250		250	—	—		4.25	大人券 10 枚 1,800 円
55. 2.15	165	60	35	109.177	105.904	3.273	5.54	—	—	—	—	—	—	6.25	大人券 10 枚 1,590 円　暫定改定
55. 7.10	180	75	40	112.798	109.974	2.284	4.15	〃		238		**※1**		9.00	大人券 10 枚 1,700 円
56. 6.10	190	90	50	108.665	106.996	1.669	3.29	151~200		221		**※1**		6.25	大人券 10 枚 1,800 円・中人券 10 枚 850 円・小人券 10 枚 450 円
57. 6.18	200	100	50	107.504	105.365	2.139	4.15	〃		219				5.50	大人券 10 枚 2,000 円・中人券 10 枚 950 円・小人券 10 枚 450 円
58. 6.24	据　置　き			106.17	100.00	6.170	13.71	〃		210			8%		大人券 10 枚 1,900 円・中人券 10 枚 950 円・小人券 10 枚 450 円
59. 6.21	220	110	50	110.920	109.591	1.329	2.95	〃		207				5.00	大人券 10 枚 2,000 円・中人券 10 枚 1,000 円・小人券 10 枚 450 円
60. 6.28	据　置　き			103.384	100.00	3.384	8.34	〃		207					〃
61. 9. 6	据　置　き			106.13	100.00	6.13	14.93	〃		207					〃
62. 7.17	230	110	50	105.013	104.300	0.713	1.65	〃		207				2.50	大人券 10 枚 2,100 円・中人券 10 枚 1,000 円・小人券 10 枚 450 円 入浴料金算定一部改定
63. 8.12	据　置　き			104.45	100.00	4.45	10.79	〃		204					〃
H 元. 7.26	240	120	60	109.685	104.763	4.949	12.02	〃		202				3.25	大人券 10 枚 2,200 円・中人券 10 枚 1,100 円・小人券 10 枚 550 円
2. 8. 3	250	120	60	110.415	103.930	6.485	16.49	〃		198				5.25	大人券 10 枚 2,300 円・中人券 10 枚 1,100 円・小人券 10 枚 550 円
3.10. 1	270	120	60	113.02	107.58	5.44	14.37	101~150		195				5.50	大人券 10 枚 2,500 円・中人券 10 枚 1,100 円・小人券 10 枚 550 円
4. 9.10	280	120	60	111.66	103.52	8.14	23.13	151~200		197				3.25	大人券 10 枚 2,800 円・中人券 10 枚 1,100 円・小人券 10 枚 550 円
5. 8.15	290	120	60	111.89	103.40	8.49	24.96	〃		197				2.50	大人券 10 枚 2,650 円・中人券 10 枚 1,100 円・小人券 10 枚 550 円
7. 1.23	300	120	60	111.07	103.29	7.78	23.66	101~150		195				1.75	大人券 10 枚 2,750 円・中人券 10 枚 1,100 円・小人券 10 枚 550 円
7.10. 1	310	130	60	110.00	103.46	6.54	20.53	〃		193				1.00	大人券 10 枚 2,850 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
8. 9. 1	320	130	60	108.19	103.08	5.11	16.62	〃		189					大人券 10 枚 2,950 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
9. 9.20	335	130	60	109.44	104.48	4.96	16.63	〃		182					大人券 10 枚 3,100 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
10.11.15	340	130	60	108.69	101.43	7.26	25.41	〃		173				0.50	大人券 10 枚 3,150 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
11.10. 8	350	130	60	111.69	102.81	8.88	31.55	〃		159					大人券 10 枚 3,200 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
12.10.20	360	130	60	112.37	102.74	9.63	35.19	〃		155					大人券 10 枚 3,300 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
13. 8.22	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。							〃		147					大人券 10 枚 3,300 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
14. 9. 4	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。							51~100		137					大人券 10 枚 3,300 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
15. 9.10	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。							〃		132					大人券 10 枚 3,300 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
16.12. 7	審議会を開催し、入浴料金の据置きを確認する。							〃		126					大人券 10 枚 3,300 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
17.10.21	390	130	60	125.79	107.99	17.80	66.79	〃	101~400	122	**※2**	**※1**	6%	0.10	大人券 10 枚 3,600 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
18 年度	審議会を開催せず。							〃		119					大人券 10 枚 3,600 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
20. 4.21	410	130	60	127.71	104.94	22.77	92.35	〃	51~400	110	**※2**	**※1**	6%	0.75	大人券 10 枚 3,800 円・中人券 10 枚 1,200 円・小人券 10 枚 550 円
20～24 年度	審議会を開催せず。							—	—	—	—	—	—	—	〃
26.4.16	440	150	60	112.34	107.31	5.03	20.6	51~100	1~350	105	**※2**	**※1**		0.3	大人券 10 枚 4,200 円・中人券 10 枚 1,400 円・小人券 10 枚 550 円
26～31 年度	審議会を開催せず。							—	—	—	—	—	—	—	〃
31.10.1	450	150	60	103.48	102.27	1.21	5.3	51~100	1~250	115	**※2**	**※1**	—	0.3	大人券 10 枚 4,300 円・中人券 10 枚 1,400 円・小人券 10 枚 550 円
R3.8.25	490	200	100	110.56	108.89	1.67	7.5	51~100	1~450	111	**※2**	**※1**	10%	0.3	大人券 10 枚 4,700 円・中人券 10 枚 1,900 円・小人券 10 枚 900 円
R5.8.28	520	200	100	105.06	106.12	-1.06	-5.2	51~100	1~350	120	**※2**	**※1**	10%	0.3	大人券 10 枚 5,000 円・中人券 10 枚 1,900 円・小人券 10 枚 900 円
R7.4.1	600	200	100	116.85	115.38	1.47	7.6	51~100	1~350	128	**※2**	**※1**	10%	0.75	大人券 10 枚 5,500 円・中人券 10 枚 1,900 円・小人券 10 枚 900 円

個人・上水道・重油・青色申告

実使用料から千五百トリップル減

※1　代燃分を最終的に含む　　**※2**　上水道　青色申告

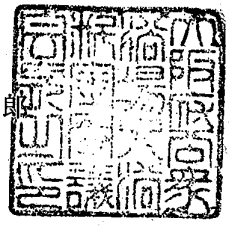
全国公衆浴場入浴料金統制額（令和８年11月６日現在）

No	都道府県名	施行年月日	入浴料金(円)						普通浴場数(R8.3)
			大人		中人		小人		
			料金	（値上額）	料金	（値上額）	料金	（値上額）	
1	北海道	令和 8 年 10 月 1 日	550	（ 50 ）	150	-	80	-	181
2	青森県	令和 8 年 6 月 1 日	530	（ 50 ）	200	（ 30 ）	100	（ 20 ）	255
3	岩手県	令和 2 年 4 月 1 日	480	（ 50 ）	170	（ 20 ）	80	（ 10 ）	5
4	宮城県	令和 7 年 12 月 1 日	500	（ 20 ）	180	（ 20 ）	100	（ 10 ）	5
5	秋田県	平成 31 年 1 月 1 日	460	（ 100 ）	130	-	90	-	10
6	山形県	平成 7 年 4 月 1 日	300	-	120	-	80	-	0
7	福島県	令和 8 年 4 月 1 日	500	（ 50 ）	150	-	90	-	8
8	茨城県	平成 10 年 3 月 1 日	350	-	130	-	70	-	1
9	栃木県	令和 8 年 10 月 1 日	550	（ 90 ）	200	（ - ）	100	（ - ）	8
10	群馬県	令和 5 年 8 月 1 日	450	（ 50 ）	200	（ 20 ）	100	（ 20 ）	11
11	埼玉県	令和 8 年 4 月 1 日	550	（ 50 ）	200	-	100	（ 30 ）	29
12	千葉県	令和 8 年 1 月 30 日	550	（ 50 ）	200	（ 30 ）	100	（ 30 ）	31
13	東京都	令和 8 年 8 月 1 日	600	（ 50 ）	200	-	100	-	416
14	神奈川県	令和 8 年 3 月 1 日	570	（ 20 ）	250	（ 30 ）	130	（ 30 ）	103
15	新潟県	令和 5 年 1 月 1 日	480	（ 40 ）	150	-	70	-	25
16	富山県	令和 7 年 3 月 1 日	500	（ 30 ）	180	（ 30 ）	100	（ 30 ）	61
17	石川県	令和 7 年 5 月 1 日	500	（ 10 ）	150	20	70	20	55
18	福井県	令和 8 年 1 月 1 日	530	（ 40 ）	170	（ 10 ）	80	（ 10 ）	13
19	山梨県	令和 7 年 4 月 1 日	470	（ 40 ）	170	-	70	-	19
20	長野県	令和 6 年 4 月 1 日	500	（ 60 ）	170	（ 20 ）	80	（ 10 ）	30
21	岐阜県	令和 8 年 4 月 1 日	530	（ 30 ）	180	-	100	-	17
22	静岡県	令和 8 年 1 月 1 日	520	（ 30 ）	200	-	100	-	9
23	愛知県	令和 8 年 4 月 1 日	550	（ 20 ）	200	（ 20 ）	100	-	53
24	三重県	令和 8 年 1 月 10 日	500	（ 30 ）	200	（ 50 ）	100	（ 30 ）	16
25	滋賀県	令和 8 年 10 月 1 日	550	（ 60 ）	200	（ 50 ）	100	-	13
26	京都府	令和 7 年 4 月 1 日	550	（ 40 ）	200	（ 40 ）	100	40	128
27	大阪府	令和 7 年 4 月 1 日	600	（ 80 ）	200	-	100	-	335
28	兵庫県	令和 8 年 1 月 1 日	570	（ 80 ）	200	（ 20 ）	100	（ 20 ）	128
29	奈良県	令和 7 年 12 月 1 日	530	（ 50 ）	200	-	100	-	13
30	和歌山県	令和 6 年 4 月 1 日	490	（ 50 ）	170	（ 20 ）	100	（ 20 ）	27
31	鳥取県	令和 7 年 5 月 1 日	550	（ 100 ）	200	（ 50 ）	100	（ 20 ）	16
32	島根県	令和 5 年 5 月 1 日	430	（ 80 ）	160	（ 30 ）	90	（ 20 ）	1
33	岡山県	令和 7 年 8 月 1 日	480	（ 30 ）	200	-	100	-	11
34	広島県	令和 8 年 11 月 1 日	550	（ 50 ）	250	（ 50 ）	150	（ 50 ）	42
35	山口県	令和 8 年 10 月 1 日	520	（ 40 ）	180	（ 10 ）	90	（ - ）	14
36	徳島県	令和 5 年 1 月 1 日	450	（ 50 ）	150	（ 50 ）	70	（ 40 ）	20
37	香川県	令和 8 年 10 月 1 日	500	（ 50 ）	200	50	100	40	12
38	愛媛県	令和 8 年 4 月 1 日	500	（ 50 ）	200	（ 50 ）	100	（ 40 ）	22
39	高知県	令和 8 年 10 月 1 日	550	（ 100 ）	200	50	100	40	7
40	福岡県	令和 7 年 4 月 1 日	550	（ 70 ）	200	-	100	-	23
41	佐賀県	令和 6 年 3 月 1 日	450	（ 170 ）	150	（ 20 ）	100	（ 20 ）	1
42	長崎県	令和 5 年 4 月 1 日	400	（ 50 ）	150	-	80	-	12
43	熊本県	令和 8 年 2 月 16 日	550	（ 100 ）	200	（ 50 ）	80	-	55
44	大分県	令和 8 年 10 月 1 日	530	（ 100 ）	200	(40)	100	(20)	125
45	宮崎県	令和 8 年 4 月 1 日	450	100	160	（ 30 ）	90	（ 30 ）	9
46	鹿児島県	令和 8 年 11 月 1 日	500	（ 40 ）	150	-	80	-	238
47	沖縄県	令和 8 年 3 月 25 日	500	（ 130 ）	200	（ 30 ）	100	-	1

令和７年２月26日

大阪府知事　吉村　洋文　様

大阪府公衆浴場入浴料金審議会
会長　水野　一郎



公衆浴場入浴料金改定の要否等について（答申）

令和６年11月29日付環衛第2243号をもって諮問のあった、現行の公衆浴場入浴料金改定の要否等について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

本審議会では、従前同様、公衆浴場基礎調査結果に基づき経営内容の分析を行い、個人事業主分の人件費、消費者物価や燃料費などの直近の状況等を踏まえ、総括原価方式の考え方をもとに公衆浴場の入浴料金の統制額（上限額）の審議を実施した。

令和５年の公衆浴場基礎調査（123 施設）結果によると、営業費用のうち、重油やガスの燃料費、電気料金は、国による軽減措置が一定期間あるものの、いずれも大きく増加している。さらに消費者物価や賃金も上昇しており、１施設あたりの営業費用は前回審議に比べ大きく増加している。営業収入をみると、１施設当たりの１日平均利用者数は増加し、入浴料金収入は増加しているものの、必要な費用を賄えておらず、公衆浴場の経営は大変厳しい状況であることを確認した。

公衆浴場基礎調査結果による営業費用の実績に、最近の消費者物価、燃料費、人件費の上昇推移などを加味して大人入浴料金を総括原価方式の考えをもとに算定すると、６００円を超える額となった。入浴料金の大幅な引上げとなれば、利用者の入浴機会の減少を懸念する意見や、利用者の負担増へ配慮が必要であるとの意見があったものの、物価や燃料費等が上昇する中、公衆浴場の経営は厳しい状況が続くと見込まれる。

公衆浴場を持続可能な施設とするには、営業費用に見合う料金設定が必要であり、現行料金から８０円の引上げは、やむを得ないとの結論に至った。

中人、小人の料金については、利用者が大人より相当少ないこと等を考慮して、据え置くことが妥当との結論に至った。

大阪府におかれては、料金改定の手続を速やかに実施するよう申し添える。

大人　６００円（現行５２０円）
中人　２００円（据置き）
小人　１００円（据置き）

算定の根拠は別表のとおりである。

なお、今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

公衆浴場は、地域住民の健康増進やコミュニティ形成など地域に密着した施設であり、公衆浴場が地域に貢献できるような施策が必要とされている。公衆浴場の経営者には、利用者のニーズを踏まえ利用の増加に向けた取組みを期待するとともに、行政関係者には、公衆浴場の経営者と連携して広く周知を行い、公衆浴場の利用促進につなげてもらいたい。また、大阪府においては、想定以上の燃料費等の高騰について、国に対し交付金等の支援策を要望し、活用されたい。

（別表）

改定上限額（大人入浴料金）の算定根拠

公衆浴場入浴料金原価計算表　令和５年標準公衆浴場 123 施設（個人 83 施設、法人 40 施設）

現行料金	大人 520 円　中人 200 円　小人 100 円
年間営業日数	312 日
入浴者割合	大人 93%　　中人４％　　小人３％
１日平均利用者数	128 人※

＊19,805,755 円(年間入浴料金収入)
÷312 日(年間営業日数)
÷497.5 円(1 日あたりの入浴料金、490 円×9ヵ月
+520 円×3ヵ月）

科　目			令和５年実績(円)	令和６年推定(円)	備　考（算定基礎）
収入	年間入浴料金収入		19,805,755	19,805,755	
	営業外収入		2,274,173	2,274,173	
		営業外収入の収益（A)	492,898	492,898	調査項目 (浴場関連営業収入)－(差引原価)より算出

営業費用	1	人　件　費	5,804,418	7,959,618	(5,804,418 円(R5 年調査人件費)×123 施設 +266 万円（個人事業主人件費）×83 施設))÷123 施設×1.0478（賃上げ率）
	2	水　道　料	1,011,805	1,011,805	
	3	燃　料　費	3,509,053	3,838,357	重油 7.9%増　ガス 12.8%増
	4	電　気　料	2,321,024	2,833,971	電気料金 22.1%増
	5	借地借家料	1,146,135	1,174,445	大阪市消費者物価指数 2.47%増
	6	消耗品費	1,016,772	1,041,886	大阪市消費者物価指数 2.47%増
	7	保　険　料	319,734	319,734	
	8	旅行通信費	204,336	209,383	大阪市消費者物価指数 2.47%増
	9	会費交際費	108,444	111,123	大阪市消費者物価指数 2.47%増
	10	減価償却費	1,446,865	1,446,865	
	11	修　繕　費	1,146,265	1,174,578	大阪市消費者物価指数 2.47%増
	12	公租公課	1,198,287	1,198,287	
	13	支払利子	196,848	196,848	
	14	雑　　費	1,461,126	1,497,216	大阪市消費者物価指数 2.47%増
その他	15	建物再調達費	426,060	426,060	建物（附属物含む）帳簿価格（R5 年調査）の 5%
	16	資本報酬	319,418	319,418	資本金（R5 年調査）の 10%
支出合計（B）			21,636,590	24,759,594	

１日あたりの営業費用（C） （支出合計(B)-営業外収入の収益(A)） ÷年間営業日数(312 日)	77,778 円
１日大人１人あたりの入浴料金（D） （C）÷128 人	607.6 円
現行料金との差額 （D）－520 円	87.6 円

大阪府内賃金改定状況

妥結額対前年比較（加重平均）

（前年・今年ともに妥結額が明らかな443組合における比較）

年	妥結額（円）		賃上げ率（%）	
	金額	対前年比【増減率（%）】	賃上げ率（%）	対前年比【ポイント】
7	16,490	6【0.04%】	5.18	△0.06
8	16,496		5.12	

（参考）妥結額・賃上げ率の年次推移

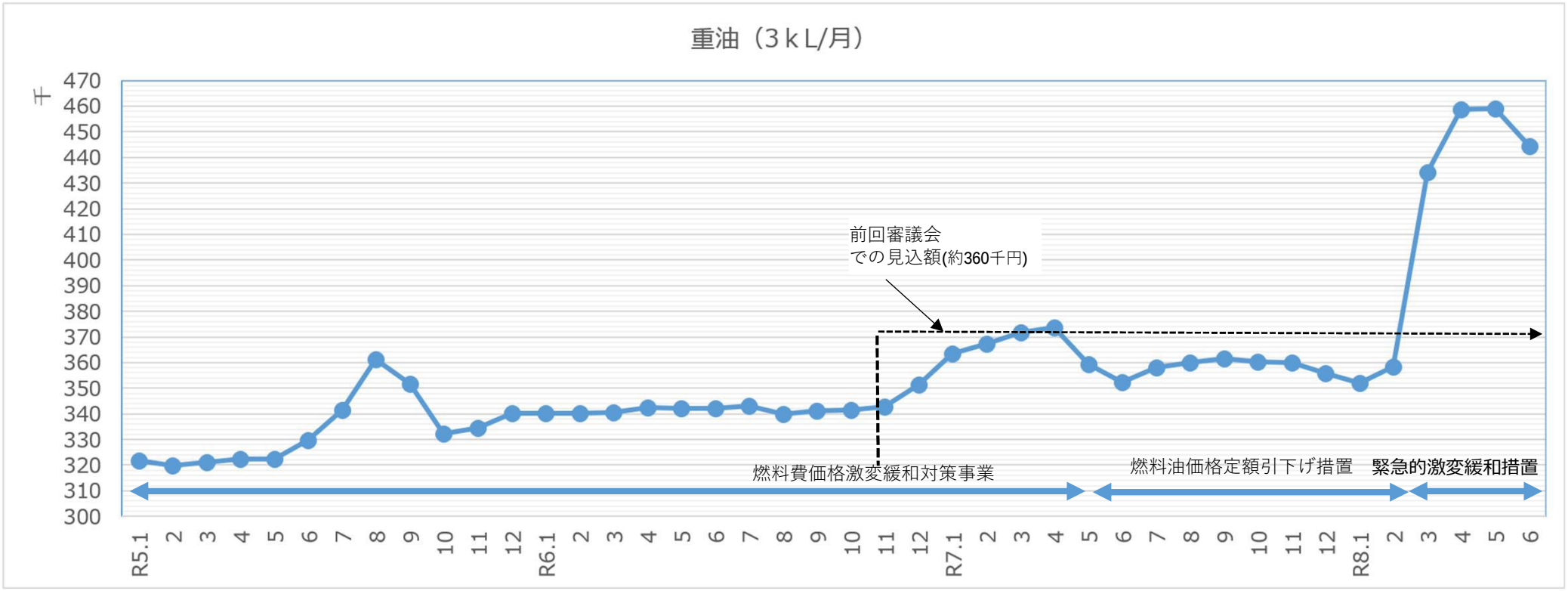
（妥結額や平均賃金、組合員数が明らかな組合全体の集計の推移）

年	妥結額		賃上げ率	
	金額（円）	前年との差（円）	率（%）	前年との差（ポイント）
30	6,463	+998	2.18	+0.29
元	6,201	-262	2.11	-0.07
2	5,950	-251	1.99	-0.12
3	5,422	-528	1.83	-0.16
4	5,967	545	2.00	0.17
5	10,792	4,825	3.65	1.62
6	14,578	3,786	4.82	1.20
7	15,948	1,370	5.11	0.29
8	16,230	1,652	4.96	-0.15

令和8年春季賃上げ妥結状況（最終報、詳細分析報告）（大阪府総合労働事務所より）

●近年のA重油、ガス、電気料金の推移

●令和5年～令和8年の推移

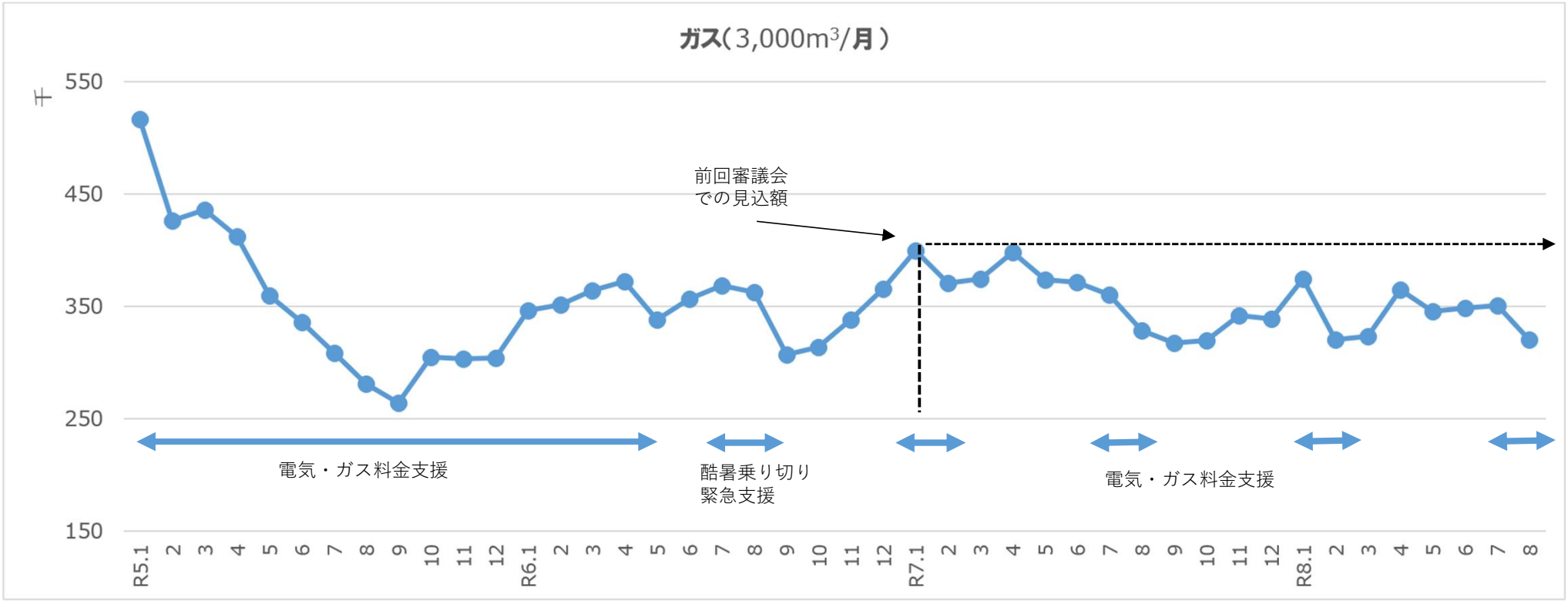


重油：月当たり３KL使用（A重油･小型ローリー）
（経産省石油製品価格調査から参照）

※1　燃料油価格激変緩和対策事業は令和４年1月～、
燃料油価格定額引下げ措置は令和７年５月～、緊急的激変緩和措置は令和8年3月から実施中

●近年のA重油、ガス、電気料金の推移

●令和5年～令和8年の推移

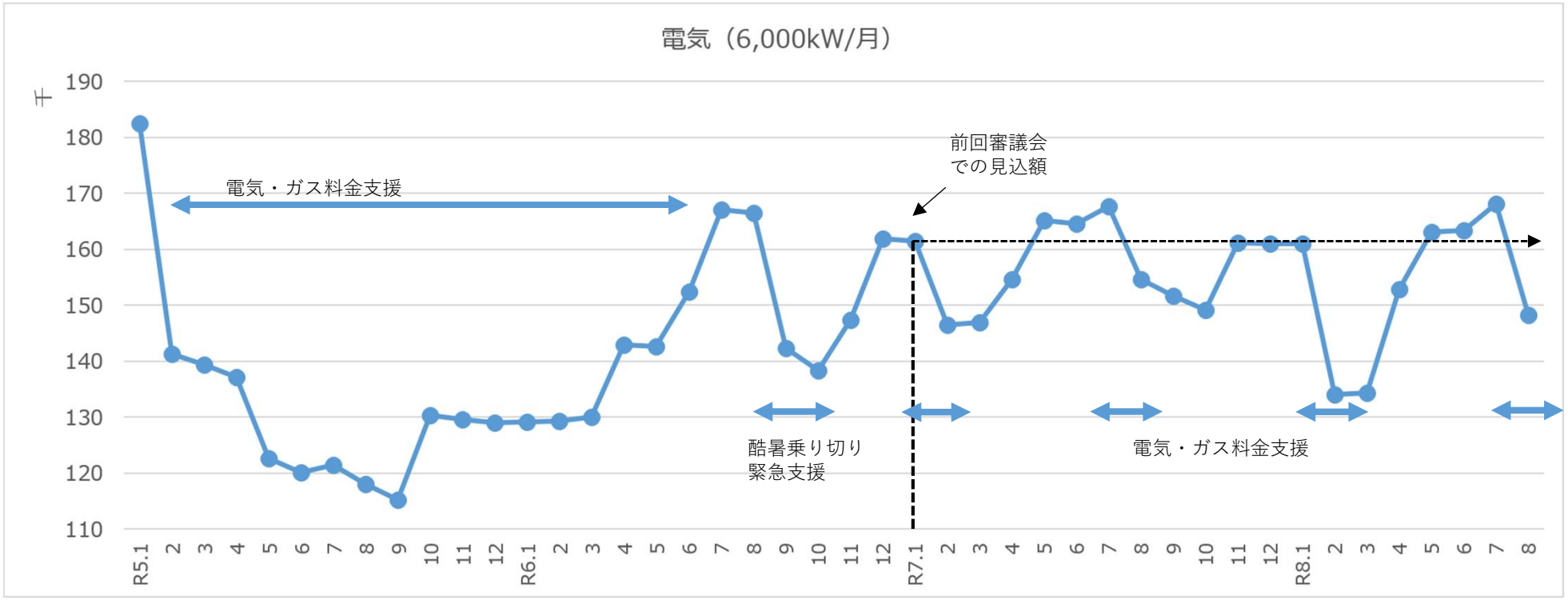


ガ ス：月当たり3000㎥使用（業務用季節別契約）
（大阪ガスの単価等から参照）

※ 電気ガス価格激変緩和対策事業：令和5年1月～5月まで実施
酷暑乗り切り緊急支援：令和6年8月～10月実施
電気ガス料金負担軽減支援事業：令和7年1～3月、7～9月実施
令和8年1～3月、7～9月実施

●近年のA重油、ガス、電気料金の推移

●令和5年～令和8年の推移



電気：月当たり**6000KW**使用
（従量電灯Ｂと低電圧（上限なし）の平均）
（電力の各エネルギー単価等から参照）

※ 電気ガス価格激変緩和対策事業：令和**5**年**1**月～令和６年**5**月まで実施
酷暑乗り切り緊急支援：令和**6**年**8**月～**10**月実施
電気ガス料金負担軽減支援事業：令和**7**年**1**～**3**月、**7**～**9**月実施
令和**8**年**1**～**3**月、**7**～**9**月実施

2020年基準 大阪市消費者物価指数 2025年(令和7年)平均

1 年平均の概況

(1) 総合指数は111.7となった。
前年比は3.2%の上昇（4年連続）となった。

(2) 生鮮食品を除く総合指数は111.0となった。
前年比は3.1%の上昇（4年連続）となった。

(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は110.7となった。
前年比は3.0%の上昇（4年連続）となった。

表1 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数、年平均前年比

2020年(令和2年)＝100

		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
総合	指数	99.0	98.9	99.6	100.1	100.0	99.4	101.9	105.3	108.3	111.7
	前年比（%）	-0.1	-0.1	0.7	0.5	-0.1	-0.6	2.5	3.4	2.8	3.2
生鮮食品を除く総合	指数	99.3	99.1	99.6	100.3	100.0	99.5	101.7	104.9	107.7	111.0
	前年比（%）	-0.3	-0.2	0.5	0.7	-0.3	-0.5	2.2	3.2	2.6	3.1
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	指数	99.5	99.1	99.5	100.2	100.0	99.4	100.5	104.9	107.5	110.7
	前年比（%）	0.4	-0.3	0.3	0.7	-0.2	-0.6	1.1	4.4	2.5	3.0

図１ 年平均指数の動き

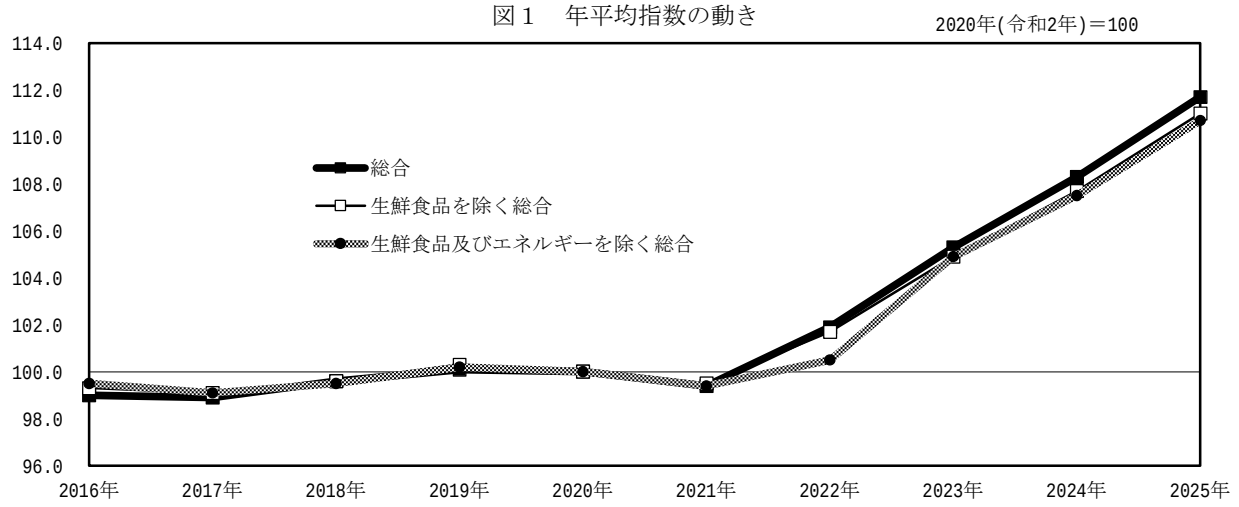
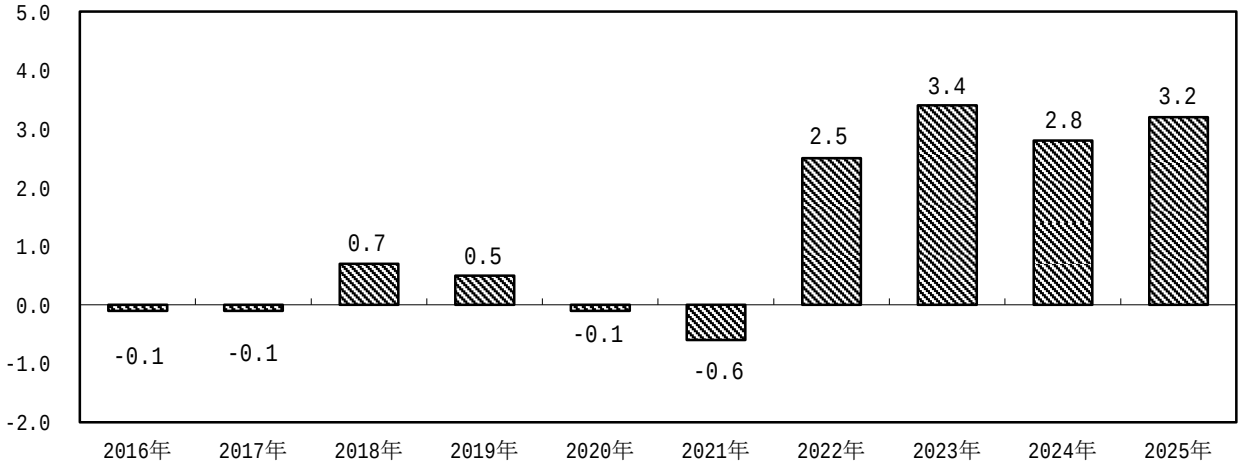


図２ 年平均総合指数前年比 (%)



2020年基準 大阪市消費者物価指数 2026年(令和8年)6月速報

1 概況

(1) 総合指数は113.6となった。
前月比は0.1%の下落となった。前年同月比は1.7%の上昇（53か月連続）となった。

(2) 生鮮食品を除く総合指数は113.0となった。
前月比は0.1%の下落となった。前年同月比は1.5%の上昇（53か月連続）となった。

(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は112.7となった。
前月比は0.1%の下落となった。前年同月比は1.6%の上昇（51か月連続）となった。

表1 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数、前月比及び前年同月比

2020年(令和2年)＝100

		2025年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
総合	指数	111.7	111.8	112.1	112.1	111.9	112.7	112.5	113.0	112.1	112.7	113.2	113.7	113.6
	前月比（%）	0.0	0.1	0.3	0.0	-0.2	0.7	-0.1	0.4	-0.7	0.5	0.4	0.5	-0.1
	前年同月比（%）	3.5	3.1	2.8	3.3	2.3	2.5	1.7	1.8	1.5	1.6	1.5	1.8	1.7
生鮮食品を除く総合	指数	111.4	111.5	111.7	111.3	111.1	111.9	111.7	112.1	111.3	112.1	112.5	113.2	113.0
	前月比（%）	0.1	0.1	0.1	-0.3	-0.2	0.7	-0.2	0.4	-0.7	0.6	0.4	0.5	-0.1
	前年同月比（%）	3.7	3.2	2.8	3.3	2.4	2.6	2.0	2.3	1.8	1.8	1.5	1.6	1.5
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	指数	110.9	111.0	111.6	111.4	111.1	111.5	111.4	111.9	112.0	112.6	112.5	112.8	112.7
	前月比（%）	0.2	0.2	0.5	-0.2	-0.3	0.4	-0.2	0.5	0.1	0.6	-0.1	0.3	-0.1
	前年同月比（%）	3.7	3.4	3.4	3.2	2.2	2.4	2.3	2.7	2.5	2.4	1.8	2.0	1.6

2026年6月は速報値

図１ 指数の動き

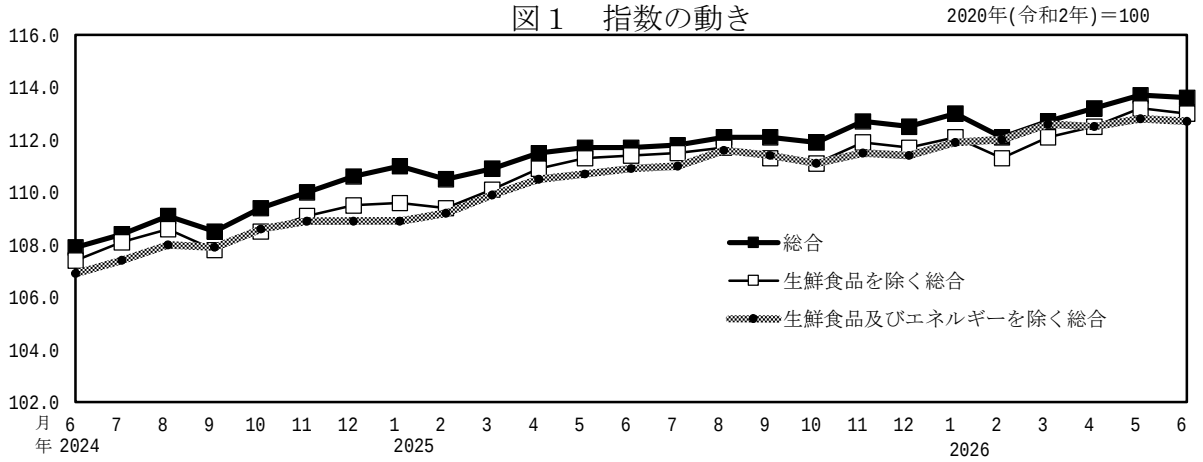
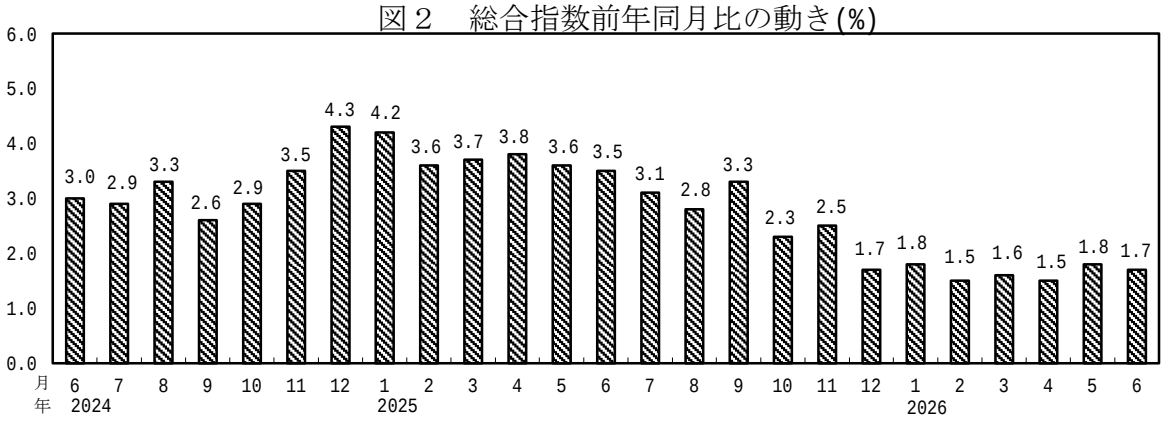


図２ 総合指数前年同月比の動き(%)



大阪府域公衆浴場業助成状況調査結果（令和8年度調査）

1　高齢者対策事業（5市）

高齢者向けに低料金（無料～410円）での入浴を行っている浴場または浴場組合に対する補助
大阪市・池田市・泉佐野市・摂津市・東大阪市

2　公衆浴場衛生対策事業（府・3市）

基幹設備の整備改善を行う浴場に対する補助
大阪府・大阪市・堺市・岸和田市

3　ふれあい事業（2市）

地域の交流を図るため次の事業を行う浴場に対する補助 ①小学生以下の子どもを伴う市内在住者に低料金（2名分480円）での入浴を実施 ②小学生以下に無料入浴を実施
①池田市②摂津市

4　公衆浴場相互交流活性化事業（1市）

公衆浴場の活性化及び公衆浴場を拠点とした住民等相互交流の促進を目的として 実施する事業に対する補助
大阪市

5　公衆浴場業生活衛生同業組合支部運営補助事業（1市）

公衆浴場業組合の活動を支援し、公衆浴場の確保を図るため浴場組合に対する補助
泉大津市

6　固定資産税の減免措置（26市町）

固定資産税の2／3を減免措置（大阪市は1／3）
大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市 茨木市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・柏原市 羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・忠岡町

7　上水道低料金設定（31市町）

（※対象となる公衆浴場がなくなったため、低料金設定を廃止している市町村もある。）

大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市 茨木市（減免）・泉佐野市、富田林市・寝屋川市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市 門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・交野市・阪南市 島本町・岬町・太子町

8　下水道低料金設定（31市町）

（※対象となる公衆浴場がなくなったため、低料金設定を廃止している市町村もある。）

大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市 茨木市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原市 羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・交野市・阪南市 島本町・忠岡町